

## 目黒区基幹相談支援センター事業実施要綱

(令和2年12月22日付目健障施第2201号)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の2第1項及び2項の規定に基づき、障害分野の相談支援事業の機能強化と専門性の高い支援体制の構築を図るため、目黒区（以下「区」という。）基幹相談支援センターにおいて行う事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (名称及び位置)

第2条 基幹相談支援センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
目黒区基幹相談支援センター	東京都目黒区下目黒六丁目18番2号

### (実施主体)

第3条 事業の実施主体は区とする。ただし、法第77条の2第3項の規定に基づき、一般相談支援事業を行う者及びその他の厚生労働省令で定める者に事業を委託し実施することができる。

### (事業内容)

第4条 基幹相談支援センターは、次の事業を実施する。

- (1) 相談支援事業所への障害種別に関わらない総合的な相談支援業務
- (2) 地域の相談支援体制の強化及び支援の質の向上に関する業務
- (3) 権利擁護・虐待防止に関する業務
- (4) 障害者の地域生活支援の促進に関する業務
- (5) 当事者の集いの場の提供
- (6) 適時適切な情報の発信
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法第77条の2第1項に規定する事業及び業務に関すること。

### (事業の対象者)

第5条 この事業の対象者は、区内の相談支援事業者及び障害者等の支援を行う障害福祉サービス事業者並びに関係機関等とする。

### (運営会議の設置)

第6条 第4条に定める事業の実施に当たり、当該事業の年間計画及び企画若しくは立案について協議するための運営会議を設置し、区と連携して当該事業を実施する。

2 前項の運営会議には、外部有識者をアドバイザーとして配置する。

### (職員配置等)

第7条 第4条に定める事業の実施に当たり、社会福祉士及び精神保健福祉士、相談支援専門員の資格を有するもの又は障害者に係る相談支援業務の経験のある職員を専任職員として配置する。

(守秘義務)

第8条 基幹相談支援センターの職員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び目黒区個人情報保護条例（昭和63年10月目黒区条例第16号）の各規定を遵守するほか、個人情報の保護に万全を期さなければならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。